

ガス体エネルギー改革勉強会（第7回） 議事要旨

1．日時 平成13年12月20日（木）14:00～16:00

2．場所 財団法人エルピーガス振興センター 会議室

3．出席委員

石井（晴）委員長、浅野委員、石井（誠）委員、大内委員、小澤委員、菊池委員、
重松委員、末光委員、高須委員、竹澤委員、伊達委員、手嶋委員、西田委員、
堀内委員、牧野委員、丸山委員、村田委員、矢野委員

4．議題

（1）「ガス小売業と安定供給／供給リスク」のグランドデザイン（案）

5．議事次第

（1）開会に続き、事務局渡辺企画官より資料1、参考資料1、参考資料2に基づき説明があり、その後以下のような自由討議がなされた。

井手試案は、端的に言えば都市ガス寄りのスタンスが全面に出ているという印象である。料金表を含む約款作成、料金表公表配布による周知、ガスと設備料金区分が必要というのは規制強化である。

公益特権では一般ガス事業者、大口ガス事業者が「あり」、ガス販売事業者が「なし」で従来どおりであり不公平である。

LPガスの場合、道路にガス導管を所有する場合は、一般ガス事業の許可を受けるか、大口ガス事業の届出となっている。バルク供給は道路占有、道路を使用するのでガス販売事業者ではなく、一般ガス事業者が大口ガス事業者にならなくてはいけない。今後事業をするときは、許可の取り直しが必要である。

簡易ガス事業の廃止でメリットがあると思われるのは、簡易ガス事業も原料選択が可能となり、オープンアクセスの中で天然ガスの使用もできることである。また簡易ガス事業者が一般ガス事業に転換する場合には、例外的に供給区域の重複を認めている。

ガス市場整備問題研究会に出席して、10年後にガス体は電気に制覇されてもうないので

はないかという小熊委員の発言にがっかりした。

ガス市場整備問題研究会では以下の点を述べた。

アンバンドルによるイコールフットィングの戦いをさせて欲しいと井手委員に要望したが否定的であった。アンバンドリングによる競争条件をはっきりさせるべきである。

料金規制についてはプライスカップだけではなく、ボトムチェックもきっちりすべきである。また、行政はもう少し関与すべきである。

10年後は、アンバンドリングを含む原則自由化とすべきだが、系列を超えて合従連衡したり、あるいは小売の段階では合併を行い体力を強化し、戦える環境を作ろうと努力している最中であるので、5年間ぐらいは自由化を差し控えるべきであり、自由化の範囲は50万立方メートル以上、供給区域と供給義務は残すべきである。

法を統一するなら、規制緩和をすべきである。例えば供給圧や材質を検討して、もう少し安価なものが提供できるようにすべきである。

10年後も規制が多く残っている。公平・公正に自由化された制度を示すべきである。アンバンドリングをやらないと、自由化にならない。

表札は変えたのだが中身は全然変わっていない。中身を規制強化して押し量ろうという意図が丸見えである。例えば「道路上」の定義について「私道も公道もすべて対象」となると、現在2万8000のLPガス業者がほとんど対象となり、現在LPガス事業は登録ですんでいるのが、許可の取り直しということで、20～30年先に逆戻りした感じがする。

都市ガス事業者に公益特権があり、同じく国民の半分に供給しているLPガス業者に公益特権がないのはおかしい。公平にすべきである。

理念、枠組みはきれいだが、公益特権が残る、規制が残る、料金まで規制するという、非常に逆行したかたちである。今後この流れの中で、スモールグループで検討されていくと、大企業優先が残り恐ろしい。

10年後のグランドデザインの組み立てとしては寂しい。理念にある需要家の選択が何もない。「保護需要家」というのは、ばかにしているのではないか。選ばれる業者になるという理念が全然ない。

統一されたビジョン、概念、コンセプトのもとに、整合性を持った規制を行うべきであ

と思う。

グランドデザイン（案）では、看板は一枚看板だが、一般ガス事業、大口ガス事業、ガス販売事業は、全くビジョン、コンセプトが違う。看板を一つにして中身はバラバラということで、まやかしの思われる。

アンバンドリングを大前提としないとあり、貯蔵、輸送、販売を分けない、としているが、LPガスの場合には、現在保安と販売が分離されており、これもアンバンドリングである。基本的な考え方の部分での大きな矛盾である。

初めて「保護需要家」という言葉を知った。「消費者」でないのか。ガス業界ではこの言葉があって、事業者の皆さんはよくご存じで、私が知らないのかと思ったが、「保護需要家」というのは、つまり消費者でいいのか。

なぜ普通の平易な言葉で書かないのか。

消費者保護基本法が昭和43年に施行されたが、今は大きく変わっていて、「消費者センター」も「消費生活センター」というふうにどんどん変わっている。保護されるという立場はおかしいのではないかという議論もある。

現在は消費者の自立というのが、いろいろなところで言われている中で、「保護」という言葉が出てくるのは変である。

基本的な理念に、「ガス利用者の利益の増進」とあるが、どう利益が増進したと判断できるのかわからない。消費者の選択というのが、どこにも書かれていない。何を基準に選択すれば、私たちが自己責任を持ってガス体エネルギーを選択できるかという記載が何も無いというのは、グランドデザインは事業者向けのグランドデザインなのかと感じた。これを見ても私たち消費者には何もわからないというのが、正直な感想である。

「保護需要家」というのは、弱きものは女性だという思想に、井手委員が立っているということだと思う。その点で、このときに「保護需要家」とはどういう層かと聞いたら、井手委員は「家庭用」だという説明があったと記憶している。

液化石油ガス法は「一般消費者」という言葉で、家庭用と業務用であるという定義をしている。液化石油ガス法は昭和40年代にでき、ガス事業法は昭和29年代にでき、そのと

きは「一般の需要に応じ」と書いてあるので、「需要」というのは「需要家」である、それは「使う人」である。だから、言葉は最近の風には合っていない。歴史をたどっていないガス事業法に留まっている方は、「需要家」という言葉を使うのである。そこに、弱きものは女性だという認識で、保護がついたことになる。まさに家庭用だと言っておられるのだから。

大口需要家は、ガス事業と堂々と対抗できる企業だから、お互い相対でやったらいいという気はある。ところが、一般家庭あるいは業務用も含めて、非常にたくさんの方々が少量消費者であるので、都市ガスは料金あるいは供給条件を現在は約款で規制しているが、それは自由化しなくてもいいのではないかという気持ちが非常にある。そういうものが高じてくるから、料金も当面、全部統制する、発表させると言っているわけである。

消費者は神様だという時期になってきた。そのときに、「料金の内容は認可だとか、料金規制だというのは、私たち消費者を少しあなどりすぎている」と受け止められるか、あるいは「強くなったがやはり弱いところもあるので、女性、家庭婦人の立場から見ると、やはりそのぐらいの規制はあってもいい」と受け止められるか、私は消費者の皆さんからそこを一番伺いたい。

「消費者」というのは「家庭にいる主婦」だというのは、ちょっと古いかと思う。「台所に立ってガスを使って料理をするのは女性だ」という感覚は、やめるべきである。例えば私の相談員仲間も、30才代の仕事を持っている女性は、小学生が台所に立っている、また私の場合も夫も台所に立っている。

10年後を視点にするのなら、そういうものを踏まえた、消費者アンケートを行うべきである。年代そのものも絞ってしまった、主婦対象という既成概念で行うアンケートは行うべきでない。

規制するのではなく、規制緩和を前提に私は申し上げている。規制を消費者が望んでいるわけではなく、自由競争の中で、事業者がディスクロージャーを、消費者にわかるようにすべきである。そのうえで選択させるべきである。

オール電化は消費者にとってはよいと一般の消費者が思っているという誤解がある。そうではないと再三申し上げている。消費者というのは、選択権が広い方がいいのである。オール電化でもオール都市ガスでもオールLPガスでもない、その地域、個人、それぞれの個性に合ったエネルギーを選ぶとことを皆さんから学ばせていただき、消費者が自由に

選択ができるようにすべきである。

私が再三辛口のことをLPガス業界に申し上げているのは、公共料金には規制があるが、LPガスは自由競争だから、それを消費者に提示して、競争原理をもっと働かせ、ディスクリージャーして選ばせるべきというのが私の視点である

大前提は自由な消費者の供給者選択、もう1つはガス事業者の原料選択である。消費者が選ばれるものを、ガス事業者は供給できる制度にすべきである。アンバンドリングをすることによって、その2つが達成できる。

規制緩和を行い民間の活力を上げることが必要である。そのためにはアンバンドリングしか方法がない。アンバンドリングは日本の社会に合った方法でやるべきである。

最終的に需要家に選ばれるエネルギーとしては、安心、安全、安価の3つが必要である。お客様がガス体エネルギーを選ばれるとしたら、この3つさえ満足すれば、シリンダー供給だろうがパイプで供給しようが全く関係ない。ただし段階的に自由化していくべきである。

井手先生の考えられる区分には無理がある。区分は今の仕入れ形態、輸送形態でかなりのコスト差があるのでそこから段階的に自由化にすべきである。

電気業界はどんどんいろいろな提案をしてくる。改革を5年ぐらいをターゲットに、スピードアップすべきである。

ガス業界全体として一体化し、電気と対抗しないと機器の開発などに遅れをとってしまう。電気と同じ土俵で進めるようにすべきである。

お互い競争するため、オープンアクセスにするなら、アンバンドリングも同時に進めるべきである。アンバンドリングをしないと、コスト関係が全くわからない。

グランドデザイン(案)にはアンバンドリングが入っていない。当初アンバンドリングの議論はパイプラインも含めて相当なされていたが、もう一度原点に立ち返って検討すべきである。

このグランドデザイン(案)を読んでよくわからなかったのは、道路上にガス導管を敷設しているかどうかで、違いを設けているが、それだけ意味のあることなのか。お客さん

の立場で、大口とか一般的な業務用とか家庭用とか分けるのはわかるが、どうして道路で大きな区割りを行ったのかわからない。

都市ガス会社が導管を引いていると、「二重投資」になるから導管が引けないので競争できない。我々には競争させているが、都市ガス会社には競争がない。

公益特権といって48ぐらいあるが、そのまま残すと言っている。税金なども我々には全く控除がないが、都市ガス会社には設備がほとんど無税である。金利もゼロで、それでここまで伸びてきた。言えばきりがないが、その中で同じに競争しろというのが、少しナンセンスではないか。もっと平等に競争させてもらいたい。

グランドデザイン(案)は、対象に外資があって、電力に絞られてきて、都市ガスをどう守るかということに尽き、LPガスはとってつけたようになっている。

LPガスの委員が、スモールグループの中に選ばれるのかどうか。

LPガス事業には「公益特権」を「あり」にすべきである。何のための改革なのか全然わからない。本当にLPガスを理解しているのか。

段階的に改革を実施するのではなく、完全自由化を早期に実施すべきである。

料金規制だけが行い、自由競争はできないという内容はごめんである。

(芳川課長)今回は井手委員のグランドデザイン(案)を説明したが、これは事務局とは独立して、今後の議論のたたき台として提示していただいたものである。これまで研究会で2度の議論を行い、次回はスモールグループを開催する段取りになっている。スモールグループは、できるだけ議論を尽くすということが重要であると考えている。過去2回の議論では、様々な議論がねじれの位置のようにになっている。事務局としては、どういう方向にまとまるのか、今のところ皆目見当がつかないという状況である。

今度のスモールグループの委員は、座長によって選ばれるがまだ決まっていない。

いくつかコメントさせていただくと、日本LPガス連合会の方々からお話があり、何度も議論させていただき、ご意見は理解している。そのうえで完全自由化の中身を、もう少し詰めて欲しいということもお願いしている。アンバンドリングという漠然とした話では

なく、完全自由化の中身を支える制度的・物理的インフラはどういうことなのかを、皆様にはもう少し考えていただきたいと思う。

私どもも諸外国の例、あるいは現実の問題についての勉強をすでに始めている。それから、LPガス業界の方々の中でもややニュアンスの違うご意見もある。来年になると、LPガス業界の中でも議論が進むであろうと思っている。私が見るところ、都市ガス業界も似たような状況だろうと思っている。その中で、私としては皆様と議論させていただきながら、グランドデザインは10年後ということで、消費者の方々に選ばれるLPガス業界になっていただくための制度づくりを、お手伝いさせていただきたいと考えている。

本日の消費者代表の方々のご意見は非常に貴重でそのとおりだと考えた。ただ、「規制緩和というのは、全部の規制を緩和するのではなく、情報公開とか、ある種の規制がかかってもいいのではないか」という意見があったことも事実である。そのようなことを考える上でも、今日いただいたご意見は大変参考になった。

各委員からのご意見を伺ってはじめて、グランドデザイン（案）がそういうことなのだ、とおぼろげにイメージがわく感じなので、ぜひパブリック・コメントを出されるときには噛み砕いて、一番に消費者の選択を利益をと言っているのであれば、わかるような言葉で書くべきである。

グランドデザイン（案）は文章も単語も非常に難しくわかりにくい。

「ガス体エネルギー」の定義だが、今入り口はガス事業法をどうしようかという論点なので、やむをえずLPガス事業者と一般ガス事業者の理論の組み立て方になるのだと思うが、10年後にこれを動かしていく「ガス体エネルギー業者」という位置が消費者にどう映るかを整理すべきである。

文章について我々が販売店と話しをしたり、ご覧いただいても、言葉そのものが非常にわかりづらいという話がよく出てくる。

非常に内容が難しいので、いろいろな解釈の仕方が出てくると感じた。10年は非常に長い。10年後はこうとなれば、その間の5年後はどうなるのだということが見えないと、解釈が難しいのではないかと感じている。いいとこ取りにならないようにすべきである。

今回の井手提案は、平成 11 年に部分自由化を行ったガス事業法の改正に入っていたらよかった。今の時期には時代遅れになった草案だという印象である。

2010 年は都市ガス、L P ガスを含めて、経済規制はゼロ、保安規制も場合によってはゼロでいい。経済規制は液化石油ガス法の取引適正化規制を含め、供給区域まで全部なしだと。ガスは全部自由だという世界が 2010 年だと認識している。

今年の秋にガス市場整備基本問題研究会の結論を出す目的で、今年の 1 月にスタートしたが結論が出てこない。目標からいうと 1 年ずれている。しかも電力自由化の論議と平行して進められている。「2003 年には法律が、少なくとも準備できるようにする」ということであったが、もうその見通しはない。今の調子では来年の秋に答申が出て、2002 年に国会へ出すので、法律は 2003 (平成 15) 年である。行政は当然であるが 1 年、場合によっては 2 年の期間をかけて実施するので、へたをすれば実施は平成 17 年ぐらいである。そうになると平成 22 年はもう目の前である。それを考えるとこの井手試案は全く時代的におかしくなる。早いまとめ方を、事務局は考えるべきである。

この井手試案を受けて、またスモールグループができて 1 月から始めると 3 月ぐらいまでかかってしまう。

実施は本来は遅れても平成 14 年である。平成 14 年には実行になるように計らうべきであることをあえて要望しておく。

自由化という前提である。今までの古いことは捨てなければいけない。

このガス市場整備基本問題研究会は、規制緩和・自由化という一つの流れの中でできたと思う。消費者にとっては、いろいろなエネルギーが選べることが必要で、3 つの「安」(安心、安定供給、安価)のうえに、選択できるエネルギーが多くあるということであり、事業者にとってはその中で、きちんと競争して選ばれるエネルギー事業者になることである。

その様にする為に今回のグランドデザイン(案)が作られていて、最初の「基本的な理念と原則」の中で非常に立派なことが、「利用者の利益の増進」「ガス事業の健全な発展」として書いてある。しかし、その以下をよく見ると「天然ガスネットワークの効率的整備を促す制度の構築」というのは、内容がちょっと都市ガスに偏っているところがあるという感じがする。基本的理念は立派であるが、このグランドデザイン(案)の全体的な骨格

はどうかと見たときに、その基本的理念がしっかりと植えつけられたものになっていない様に思われる。その意味でより多くの議論を重ねて基本理念の方向になることが願わしい。10年後のグランドデザインであるから、その中でLPガス業界にとっては、とにかく競争できるイコールフットィングの世界を前から望んでいるので、よろしく議論をお願いしたいというのが感想である。

(石井委員長) 時間もだいぶ押し迫ってきたので、この辺で本日の討議を終わらせていただく。

最後に事務局から連絡事項等があればお願いします。

(事務局) 1月からの議論も見ながら、次回開催について各委員と連絡調整して、開催したいと思う。

(石井委員長) 次回はガス市場整備基本問題研究会の状況を見ながら開催させていただく。それでは本日の勉強会をこれで閉会とする。